

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申案（諮問（個）第21号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、「平成21年度再任用選考面接評定票」に係る次の部分を開示すべきである。

- 1 「評定項目」欄の一つ右側の欄に記載されている項目名及び当該欄に係る各評定項目ごとの記載内容
- 2 「評定項目」欄の最も右側の欄に記載されている項目名及び当該項目内容

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年5月5日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「〇〇の再任用職員選考に関わって〇〇学校長が広島県教育委員会に提出した文書の全て」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次の情報（以下「本件対象情報」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定の上、条例第14条第7号ニに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年6月12日付けで異議申立人に通知した。

区分	対象保有個人情報	開示内容
情報1	平成21年度再任用職員選考申込書	全部開示
情報2	健康診断書	全部開示
情報3	平成21年度再任用選考面接評定票	部分開示

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年8月4日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は次のとおりである。

「開示することにより再任用職員選考の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」とのことであるが、選考が公平かつ公正な評定により実施されて

いるのであれば、その過程・状況が開示されたからといって何ら支障が生じることはないはずである。再任用選考面接評定票の作成者である管理職の恣意的・不適切な対応があったと推測せざるを得ない。再任用選考面接評定票のみ不開示とされたのは、不適切な実態を隠蔽するためとしか考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

1 理由説明書（平成22年2月10日付け）における説明

理由説明書において、実施機関は、本件対象情報の一つである情報3における評価について、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、再任用職員選考の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第14条第7号ニに該当するため不開示にしたとしている。また、不開示のそれぞれの箇所について、不開示の理由を次のとおりとしている。

(1) 「評定項目」欄の一つ右側の欄に記載されている項目名及び当該欄に係る各評定項目ごとの記載内容を不開示とした理由

項目名については、具体的な評価の方法に関するものであり、学校長の評価の結果と一体のものとして切り離せないものである。

当該欄に係る各評価項目ごとの記載内容は、この情報を公開すると、具体的な評価の基準や視点などが明らかとなり、再任用希望者がそれを意識した偏った行動等をとることが十分に予想される。その結果、再任用希望者が再任用職員としてふさわしい人物かどうかを判断するに当たり、同人の資質や適性の正確な把握や的確な評価が困難となり、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるので、条例第14条第7号ニに該当するものとして不開示とすることが適当と判断した。

(2) 「評定項目」欄の最も右側の欄に記載されている項目名及び当該項目内容を不開示とした理由

この部分の情報は、具体的な評価の方法に関するもので、学校長の評価結果と一体のものとして切り離せないものである。

このような人事管理における具体的な評価の方法が開示されれば、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるので、条例第14条第7号ニに該当するものとして不開示とすることが適当と判断した。

(3) 「人物総評」及び各評価項目について学校長が記載した評価結果を不開示とした理由

この部分の情報は、再任用希望者の所属長である校長が、再任用希望者の日ごろの勤務態度の問題点や再任用された場合に懸念される事柄などについて、ありのままを具体的に記載し、率直な評価を行ったものである。

こうした情報が再任用希望者に開示されれば、内容に関する疑問、不満、批判が生じることは想像に難くないし、そのような感情を持つ再任用希望者に対し、具体的内容について納得のいくような説明をすることは著しく困難であると考えられる。特に、この再任用選考は、その結果により勤務関係の事実上の継続が絶たれるという身分関係に直接かかわるものであり、その非難等の切実さは大きいものと考えられ、直接非難等の矛先が評価者に向けられる可能性は大きい。

その結果、校長が、再任用希望者に内容を説明しなければならない場合

の困難さを懸念したり、再任用希望者との間に摩擦が生じることを恐れたりなどし、同人の否定的な評価の記述を差し控え、当たり障りのない評価を記述したり、具体的な記述を差し控え、一般的な表現に差し替えたりするなどして、評価や記載内容が形がい化し、空洞化するなどのおそれがある。

そうなると、採用選考担当者が選考に必要な正しい情報を入手することが困難となり、再任用選考に係る事務に関し公正な判断を行うことができなくなる結果、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるので、条例第 14 条第 7 号ニに該当するものとして不開示とすることが適当と判断した。

2 口頭による意見陳述（平成 23 年 4 月 27 日実施）における説明

口頭による意見陳述において、実施機関から、「第 4 実施機関の説明要旨」1（1）及び（2）について、次のとおり、本件処分の不開示部分を見直す等の説明があった。

（1）「評定項目」欄の一つ右側の欄に記載されている項目名及び当該欄に係る各評定項目ごとの記載内容について

「評定項目」欄の一つ右側の欄に記載されている項目名は、評価の方法に係る情報ではなく、この情報を開示したとしても、条例第 14 条第 7 号ニに規定されている「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は認められないため、開示すべきと判断した。

このことを踏まえて、当該項目名については開示する。

また、当該欄に係る各評定項目ごとの記載内容は、いわば、実施機関として「求める教員」に必要とされる資質等を現したものであり、再任用希望者が評価の観点に係る情報について対策を講じることは、当該資質を伸ばすことになるのだから、評価の観点に係る情報を公開したとしても、実施機関が求める資質を伸ばすよう努力した再任用希望者について選考を行うこととなり、選考試験の目的が損なわれるおそれはなく、むしろ、選考試験の目的により適うこととなると考えられると判断した。

このことを踏まえて、当該欄に係る各評定項目ごとの記載内容については開示する。

（2）「評定項目」欄の最も右側の欄に記載されている項目名及び当該項目内容について

「評定項目」欄の最も右側の欄に記載されている項目名は、評価の方法に係る情報ではなく、この情報を開示したとしても、条例第 14 条第 7 号ニに規定されている「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」は認められないため、開示すべきと判断した。

このことを踏まえて、当該項目名については開示する。

一方、当該項目内容については、具体的な評価の方法に関することであり、この項目を開示すれば、具体的な評価の基準が明らかとなり、再任用希望者がそれを意識した偏った行動等をとることが十分に予測され、その結果、再任用希望者が再任用職員としてふさわしい人物かどうかを判断するに当たり、同人の資質や適性の正確な把握や的確な評価が困難となり、

条例第 14 条第 7 号ニに規定されている「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある。

よって、当該項目内容については不開示が適当と考える。

第 5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、〇〇の再任用職員選考に関わって〇〇学校長が広島県教育委員会に提出した情報 1、情報 2 及び情報 3 である。

実施機関は、このうち、情報 1 及び情報 2 については全部開示し、情報 3 については、条例第 14 条第 7 号ニに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するとして部分開示したものである。

さらに、口頭による意見陳述において、再任用選考に当たり、過去の勤務実績を確認する目的で「勤務成績評定書」を参考資料としていることから、当該「勤務成績評定書」に記載されている保有個人情報に本件請求の対象であることが判明した。

ただし、「勤務成績評定書」は、広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令（平成 15 年教育委員会訓令第 2 号。以下「訓令」という。）第 12 条において、「各職員の勤務評定は、公開しない。」と規定されていることから、「勤務成績評定書」に記載されている保有個人情報を本件請求の対象とした場合であっても、当該保有個人情報は、条例第 14 条第 7 号ニに該当することから開示することができない保有個人情報と認められる。

2 条例第 14 条第 7 号ニの該当性について

本件対象情報のうち、実施機関は、情報 1 及び情報 2 については全部開示としていることから、部分開示とした情報 3 について、実施機関の口頭による意見陳述を踏まえて、以下検討する。

(1) 「評定項目」欄の一つ右側の欄に記載されている項目名及び当該欄に係る各評定項目ごとの記載内容について

「評定項目」欄の一つ右側の欄に記載されている項目名及び当該欄に係る各評定項目ごとの記載内容は、「第 4 実施機関の説明要旨」2 (1) の実施機関の説明にあるように開示することが適当である。

(2) 「評定項目」欄の最も右側の欄に記載されている項目名及び当該項目内容について

「評定項目」欄の最も右側の欄に記載されている項目名は、「第 4 実施機関の説明要旨」2 (2) の実施機関の説明にあるように開示することが適当である。

次に、当該項目内容については、実施機関から、具体的な評価の方法に関することであり、具体的な評価の基準が明らかになれば、希望者がそれを意識した偏った行動等をとることが十分に予想され、その結果、希望者が再任用教員としてふさわしい人物かどうか判断するに当たり、同人の資質や適性の正確な把握や的確な評価が困難となるとの説明があった。

審査会において見分したところ、当該項目内容は、一般的によく用いら

れる評価の方法が記載されていた。

当該項目内容を開示すれば、実施機関の主張のとおり、具体的な評価の基準を明らかにすることになるが、一方では、再任用選考に当たって参考資料としている「勤務成績評定書」の様式等を規定する訓令は公表されていることを考慮すると、情報3についても同様の扱いがなされるのが適当である。

また、当該項目内容が開示されたからといって、実施機関が主張するような「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が具体的に生じるとは認められない。

したがって、当該項目内容は開示すべきである。

なお、当審査会が行った平成21年7月22日付けの答申が本件と類似案件であり、その答申において、「平成17年度及び平成18年度の広島県・広島市公立学校教員採用候補選考試験に係る面接試験評定票」における当該項目内容に当たる部分は、具体的な評価の方法に係る情報であると認められることから、不開示妥当と判断している。

しかし、再任用の選考と新規の採用候補選考試験とでは、そもそも対象者及び選考方法が異なるものであり、当該項目内容の取扱いについては、平成21年7月22日付け答申とは異なる判断となったものである。

- (3) 「人物総評」及び各評価項目について校長が記載した評価結果について
実施機関が理由説明書において説明するとおり、この情報は、再任用希望者の所属長である校長が、評定者として行った評価結果が記載されたものである。

この情報が開示された場合における「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に係る実施機関の説明には合理性がある。

したがって、条例第14条第7号ニに該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

本件請求において、実施機関が当初、勤務成績評定書に記載されている保有個人情報を対象としていなかったことについて、開示請求者は、求める保有個人情報が実施機関においてどのような形で存在しているか知らず、開示請求書に的確に表示するための情報を持っていない場合があるので、保有個人情報の特定を適切に行うために、実施機関は、開示請求者本人に対し、保有個人情報の特定に資する情報の概要等を教示するよう努めるべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 9. 1	・ 諮問を受けた。
22. 2. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 2. 10	・ 実施機関からの理由説明書を収受した。
22. 2. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 (異議申立人から意見書の提出はなかった。)
23. 2. 17 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 3. 4	・ 異議申立人に意見陳述の希望を照会した。 (異議申立人から回答はなかった。)
23. 4. 27 (平成 23 年度第 1 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
23. 6. 22 (平成 23 年度第 3 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
23. 7. 27 (平成 23 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

緒 方 桂 子	広島大学大学院教授
野 崎 亜紀子	広島市立大学准教授
山 本 一 志 （ 部 会 長 ）	弁護士